

大阪青少年環境問題協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、「大阪青少年環境問題協議会」という。

(目的)

第2条 本会は関係各業界が一堂に会し、青少年を取り巻く環境問題を多角的に検討協議し、関係機関、関係団体と連携を保ち、環境浄化活動を自主的、積極的に推進し、もって青少年の非行防止と健全育成に寄与しようとするものである。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 事業所における環境浄化に関すること。
- (2) 事業所における青少年の非行防止と健全育成に関すること。
- (3) 会員相互の情報連絡と関係機関、団体との連携に関すること。
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業。

(事務局)

第4条 この会の事務局は、一般社団法人大阪少年補導協会に置く。

(会員)

第5条 会員は、この会の目的に賛同した各業種団体とする。

2 この会に加盟しようとする団体は、入会申込書を会長に提出し、理事会において承認を得なければならない。

3 この会を退会しようとする団体は、あらかじめ会長に届出なければならない。

(役員等)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 部会長 4名
- (4) 監 事 2名

2 この会に理事を置き、会員団体の代表者をもってあて、理事会を構成する。

(役員を選任・任期)

第7条 役員は、次より選任する。

- (1) 会長は、理事の中から理事の互選による。
- (2) 副会長、監事は理事の中から会長が指名する。
- (3) 部会長は、部会員の中から部会員の互選による。

2 会長、副会長、部会長及び監事の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の会長、副会長、部会長及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長、副会長、部会長及び監事は任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問、参与)

第8条 この会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

第9条 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

3 部会長は、部会を代表し、部会の会務を処理する。

4 監事は、財産の状況及び業務の執行状況を監査し、理事会に報告する。

5 顧問は、会長に意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第10条 この会の会議は、理事会及び役員会とし、理事会は定例会及び臨時会とする。

2 理事会は、理事をもって構成し、この会則に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他この会の運営に関する重要な事項

3 役員会は、会長、副会長、部会長、監事をもって構成し、この会則に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 理事会に付議すべき事項に関すること。

(2) 理事会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(会議の開催等)

第11条 会議は、次に定めるところにより開催する。

(1) 定例理事会は、年2回、臨時会は理事の半数以上から、会議の目的を示して請求があったとき。

(2) 役員会は、会長が必要と認めたとき及び監事から会議の目的を示して請求があったとき。

2 会議は、会長が招集し議長を務める。

3 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができな

い。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長が決する。

5 会長は、やむを得ず会議を開催することができないときは、書面をもって賛否を求め、会議に代えることができる。

(会長の専決)

第12条 この会の運営に関し、簡易な事項については、会長が専決することができる。この場合は、次回の役員会に報告し承認を得なければならない。

(部会)

第13条 この会に、部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関する事項は、会長は理事会の承認を得て定める。

(経費)

第14条 この会の経費は、会費、分担金、協賛金及び寄付金をもって支弁する。

2 会費は、年5万円とする。

3 分担金は、理事会において定める。

(事業年度)

第15条 この会に事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第16条 この会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を受けなければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第17条 この会の事業報告及び収支決算は、会長が作成し、理事会の議決を受けなければならない。

(会則の変更)

第18条 この会則は、理事会において、出席者の3分の2以上の同意がなければ変更することができない。

(細則)

第19条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、役員会の承認を得て、会長が定める。

附則

この会は、昭和61年11月14日から施行する。

附則

この会則（第9条（部会）を加え、第9条以下を繰下）は、昭和62年6月15日から施行する。

附則

この会則（第6条一部改正）は、平成3年6月13日から施行する。

附則

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この会則（第6条一部改正）は、平成20年7月24日から施行する。

附則

この会則（第6条一部改正）は、平成25年10月17日から施行する。

附則

この会則（第4条一部改正）は、平成26年4月1日から施行する。